

# 新型コロナウイルス感染症に対応した社会体育施設利用ガイドライン

令和2年11月9日

白子町教育委員会

## 1 はじめに

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大の防止と社会体育施設の利用を再開するに当たって、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」に基づき、スポーツ庁が示した「社会教育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を踏まえ社会体育施設で行われる活動に係る基本的な考え方を示すものです。

なお、国及び千葉県から事業や施設の取り扱いについて新たな指針等が示されるなどの状況の変化があった場合には、本ガイドラインについても見直しを行います。

## 2 施設利用者へのお願い

- 次に該当する方の利用はご遠慮ください
  - (1) 直近14日以内に、次に該当する方
    - ・ 発熱や風邪の症状（鼻水、咳、喉の痛み等）がある方
    - ・ 感染が拡大している地域や国への訪問歴がある方
- 手洗い・手指消毒等の徹底をお願いします
- 代表者の方は、利用施設において、活動前に新型コロナウイルス感染拡大対策チェックリストを確認の上、生涯学習課へ提出し対策を講じる。
- 施設利用終了後に代表者の方は利用者全員（関係者も含む）の名簿を作成し提出する。  
※この情報は必要に応じて保健所等の公的機関へ提出されることを承諾する

## 3 施設利用上のお願い

- 感染防止を意識した使用
  - (1) 咳エチケットや競技を行っていない時、会話をする時、グラウンド外でのマスク着用の徹底
  - (2) 使用者同士の距離（できるだけ2m以上）を確保すること
  - (3) 利用中は、大きな声で会話や声援をしないこと
  - (4) ごみは各自持ち帰ること
- 運動、スポーツを行う際の留意点
  - (1) 十分な距離の確保
    - ・ 運動、スポーツの種類に関わらず、運動、スポーツをしていない間も含め感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を開けること
    - ・ 呼吸が激しくなる運動、スポーツの場合は、より一層距離を開けること

- 位置取り：走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、平行する、あるいは斜め後方に位置取ること
  - 運動、スポーツ中に唾や痰を吐くことを極力行わないこと
  - タオルの共用はしないこと
- 利用人数は屋内では5000人以下、かつ収容定員の半数以下の人数とし屋外では5000人以下かつ人と人との距離を十分に確保する
  - 屋内の施設等では十分に換気して使用する
  - 各団体等において消毒液を持参し、施設使用後には、体育施設の供用物品や備品、ドアノブ等手の触れる箇所の消毒等を行うこと
  - 大会等を開催する場合は、受付の際に感染防止計画書（任意様式）を提出すること

#### 4 施設管理者の留意事項

- 「スポーツ庁ガイドライン」に示された「3 社会体育施設の再開時の感染防止策について」の、次の（１）～（４）に留意した対応をすることとします。
  - （１）施設の予約受付時の対応
  - （２）当日の利用受付時の留意事項
  - （３）利用者への要求事項
  - （４）施設管理者が準備等すべき事項

体育施設においては、提供しているサービスの内容に応じて、接触感染と飛沫感染のリスクがさらに存在する可能性が考えられるため、施設職員や利用者の動線や接触防止の観点でのリスク洗い出しと対策の検討を行い利用者が確認できるよう、施設内に掲示することとします。

#### 5 活動内容の制限

活動内容	実施が可能なもの	実施できないもの
スポーツ	全般の競技 主催者が各中央競技団体等で作成したガイドラインに基づく感染対策の履行を確認できる場合は実施可能	—

#### 6 報告の義務

- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、生涯学習課に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

#### 7 本ガイドライン対象施設

- 国民体育館
- サッカー場

- 少年野球場
- テニスコート
- 学校施設